

# 令和元年度事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

神戸山口組が六代目山口組からの離脱を表明した平成27年8月末以降、短期間で3団体に分裂した山口組は、各団体の間で対立状態が続き、特に、六代目山口組と神戸山口組については、令和元年中においても拳銃等の凶器を使用した殺傷事件が続発した。

こうした状況を受けて、令和2年1月7日に三重県及び兵庫県など6府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団」に指定するなど、対立抗争等の情勢に応じて措置が講じられた。

六代目山口組、神戸山口組及び絆會は、いずれも自身の勢力を拡大するため、他の団体の傘下組織構成員の切り崩しを行い、3団体間の構成員の移動が複雑化するなど、依然として、分裂した各団体の動向は予断を許さない状況にある。

また、近年の暴力団は、覚醒剤等の違法薬物の密売を始めとする伝統的資金獲得活動に加え、その実態を隠蔽しながら、共生者等を利用し、一般社会での不透明な資金獲得活動を活発化させているほか、各種公的給付制度を悪用した詐欺、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺による資金獲得活動を定着化させるなど、資金獲得のために多種多様な活動を行っている状況がうかがわれる。

一方で、全国の暴力団勢力数（暴力団構成員及び準構成員）を見ると、平成17年以降減少傾向にあり、令和元年末現在28,200人で、前年に比べ2,300人減少し、統計が残る昭和33年以降、最小人数を更新した。本県の暴力団勢力数も全国と同じく減少傾向にあり、令和元年末現在300人で、前年に比べ50人減少している。

暴力団勢力数が減少傾向にあり、暴力団離脱者の社会復帰支援の必要性が高まる中、平成28年2月に本県を含む全国14都府県の社会復帰対策組織により締結された、離脱者の社会復帰支援に向けた広域連携協定への参加都府県が、令和2年3月末には34都府県へと拡大している。

このような情勢の下、センターでは、三重県の暴力団排除活動の中核組織として、警察、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）、関係機関・団体等との連携を強化し、暴力団のいない安全で安心な三重県の実現に向け、各種暴力団排除活動を積極的に推進した。

## 1 広報啓発活動の推進

### (1) ホームページによる広報啓発活動

センターホームページに適時最新情報を掲載し、タイムリーな広報活動を実施した。

### (2) 機関誌「暴追ニュースみえ」の発行

センターの事業内容、暴力団情勢等について、広く県民に周知を図るべく、機関誌

「暴追ニュースみえ」を2回発行した。

○ 暴追ニュースみえ 第79号、第80号 各1,000部

(3) 広報資料の発行

暴力追放運動に対する県民の理解を深め、センターの事業を効果的に推進するため、各種広報資料を作成するなどし、関係機関・団体、企業、地域住民に配布した。

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| ① 小冊子「暴力団情勢と対策」               | 2,000部  |
| ② 小冊子「企業・行政対象暴力の現状と対策」        | 2,000部  |
| ③ 小冊子「不当要求防止責任者教本」            | 1,300部  |
| ④ パンフレット「民暴相談のしおり」            | 1,300部  |
| ⑤ 暴排ポスター                      | 100部    |
| ⑥ 暴力団排除条例啓発チラシ                | 10,000枚 |
| ⑦ 事業者用資料「不当要求防止責任者の選任届出等について」 | 500部    |
| ⑧ ハンカチタオル                     | 3,000個  |
| ⑨ 暴力追放オリジナル手帳                 | 1,500部  |

(4) 普及宣伝活動

センター事業の認知度の向上及び暴力団追放運動の意識の高揚を図るため、普及宣伝活動を実施した。

- ① 日本女子オープンゴルフ選手権会場における広報啓発活動
- ② 暴力追放津市民会議を始めとする地域暴力団排除組織の総会、研修会等への参加（7組織、8回）
- ③ 三重県企業防衛対策協議会を始めとする職域暴力団排除組織の総会、研修会等への参加（16組織、22回）
- ④ 不当要求防止責任者講習時における広報啓発活動の実施（49回）
- ⑤ 賛助会員である企業・個人に対する機関誌、パンフレット等の配布
- ⑥ 暴力団排除組織、賛助会員等に対する各種広報啓発物品（ビジネス手帳等）の配布

(5) 暴力団排除ローラー活動の実施

令和元年5月30日及び同年12月5日、鈴鹿市平田周辺において、平田周辺地区不当要求拒否宣言の街、暴力追放鈴鹿市民会議、県、警察、センターの合同により、周辺に所在する飲食店等を個別に訪問する暴力団排除ローラー活動を展開し、暴力団断固拒否を訴えた。また、同年12月17日、津駅周辺においても、津駅前地区不当要求拒否宣言の街、暴力追放津市民会議、県、警察、センターの合同により、周辺に所在する飲食店等を個別に訪問する暴力団排除ローラー活動を展開し、暴力団断固拒否の徹底を訴えた。

(6) 暴力追放三重県民大会の開催

令和元年 10 月 11 日、三重県総合文化センター中ホールにおいて、三重県防犯協会連合会と合同で「地域安全・暴力追放三重県民大会」を開催し、約 750 名の県民が参加した。

(7) 暴力追放功労者等の表彰

ア 令和元年 10 月 11 日開催の「地域安全・暴力追放三重県民大会」において、暴力追放活動に功労があった 4 団体及び個人 2 名に対し表彰状、センター事業への積極的な支援等があった 6 団体に対して感謝状をそれぞれ贈呈した。

イ 令和元年 6 月 10 日開催の「中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会総会」において、「中部ブロック暴力追放功労者（団体）表彰」が行われ、本県から、暴力追放功労団体の部で、「三重県公営競技場暴力等排除連絡協議会」、暴力追放功労個人の部で「山本 伊仁 氏（弁護士／民暴委員会委員）」がそれぞれ受賞した。

ウ 令和元年 11 月 27 日開催の「全国暴力追放運動中央大会」において、暴力追放功労栄誉章等の表彰が行われ、本県から、暴力追放功労者の部で、「富永 巖 氏（名張地区職域防犯組合連合会会長）」が受賞した。

## 2 地域・職域暴力団排除組織活動支援

(1) 地域・職域暴力団排除組織活動の支援

県内には、自主的な地域暴力団排除組織である暴力追放市町民会議等が 15 組織、職域暴力団排除組織が 22 組織存在し、それぞれ設立目的に沿って地域や職域からの暴力団排除に向けた活動を推進している。

センターでは、これら暴力団排除組織の総会等において、六代目山口組・神戸山口組・任侠山口組間の対立抗争を含めた暴力団情勢、暴力団排除の必要性、暴力団員等からの不当要求に対する対応要領等に関する講演を行ったほか、広報資料、機関誌等を提供し、暴力団排除意識の高揚に努めた。

(2) 地域・職域暴力団排除組織の総会等への出席状況

○ 地域暴力団排除組織	延べ	8 回
○ 職域暴力団排除組織	延べ	22 回
○ その他（企業・団体等）	延べ	25 回

(3) 暴力団排除組織支援助成金制度による支援

「センター暴力団排除組織活動助成金取扱規程」に基づき、地域暴力団排除組織 4 団体に対して、合計 15 万円を助成し、地域暴力団排除活動の活性化を図った。

【助成金交付先】

- 暴力追放亀山市民会議
- 伊勢度会地区生活安全協会暴力追放部会

- 暴力追放名張市民会議
- 暴力追放三泗地区市町民会議
- (4) 暴力団排除キャンペーンの支援
 

電気、ガス、水道、通信等に従事する企業で組織する「三重県公共料金等暴力等対策協議会」が令和元年9月に実施した「不当要求一掃キャンペーン」に協力し、同協議会総会に出席して情報交換を行うなど、不当滞納者対策について支援を行った。
- (5) 暴力団排除に関する資料提供等
 

地域・職域暴力団排除活動が活発に展開されるよう、小冊子「暴力団情勢と対策」、啓発用ポスター、リーフレット等の提供、暴力団対策用DVDの貸し出しなどの支援を行った。

### 3 暴力相談活動の推進

#### (1) 受理体制等の確立

暴力追放相談委員（センター職員、民暴委員会委員（以下「民暴弁護士」という。）等）による暴力相談活動を行った。

#### (2) 暴力相談の種別

##### ア センターにおける常設暴力相談の実施

- ・ センター事務所に常設の相談室を設け、暴力追放相談委員が面接、電話等による県民からの暴力団関連の相談に対応した。
- ・ 毎週水曜日に、民暴弁護士による無料法律相談を開設し、民事介入暴力等の相談ができる体制を取った。（予約制）
- ・ 相談者の利便を図るため、フリーダイヤル、FAX及び電子メールによる相談を受け付け、休日、執務時間外には、これらに加え、留守番電話を活用した。

##### イ 民事介入暴力巡回法律相談の無料実施

警察、民暴委員会、開催地の自治体等の協力を得て、県内3か所において民事介入暴力巡回法律相談を無料で実施した。

- 松阪市 10月23日（水） 松阪市役所
- 四日市市 10月29日（火） 四日市市総合会館
- 尾鷲市 10月31日（木） 尾鷲市防災センター

#### (3) 暴力相談の受理・処理状況（令和元年度中）

ア 相談受理件数 183件（前年比 +4件）

##### イ 相談受理態様別

事務所来訪	71件
電話・FAX	108件

文書	2件
メール	2件
他機関からの引継	0件

ウ 相談内容別

- 暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に関するもの 2件
  - （内訳） ・ みかじめ料要求行為 1件
  - ・ 不当建設工事要求行為 1件
- 離脱・勧誘・加入強要に係る相談 2件
  - （内訳） ・ 離脱に関する相談 2件
- センター事業に関する相談 7件
- その他の暴力関係相談 172件

エ 対応者の状況

- センター常勤暴力追放相談委員（全件対応） 183件
  - ※ 弁護士、保護司及び少年指導委員の対応はなかった。

オ 処理状況

- センターで処理 183件
  - ※ 警察及び弁護士その他機関への引継ぎはなかった。

4 保護・救済活動の推進

(1) 訴訟費用等の貸付け支援

暴力団事務所の明渡し、使用者責任追及等に伴う訴訟費用、暴力団員による器物損壊等の不当行為に対する損害賠償請求等の訴訟費用、物的被害修復費用等を無利子で貸し付ける制度を継続した。（令和元年度該当なし）

(2) 被害者見舞金の支給

暴力団員の不当な行為による傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する制度を継続した。（令和元年度該当なし）

(3) 犯罪被害者対策の推進

三重県犯罪被害者支援連絡協議会、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター総会等に参加したほか、「犯罪被害者支援を考える集い」に参加し、犯罪被害者対策に関する情報交換を行うなど関係機関との連携を図った。

(4) 暴力団離脱者社会復帰対策の推進

ア 三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会の開催

令和2年2月4日、三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、関係機関・団体に対して、暴力団情勢、暴力団離脱者の現状等を説明し、離脱者の社会復帰対策のあり方等について意思統一を図った。

イ 広域連携協定の運用

暴力団離脱者を広域的に支援することを目的に、平成 28 年 2 月 5 日、全国 14 都府県（令和 2 年 3 月末現在、34 都府県に拡大）の社会復帰対策連絡協議会等との間において締結した「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」の運用が平成 28 年 4 月 1 日から開始されており、三重県内における適用事例はなかったものの、連絡会会員等との連携を密にし、事案があった場合に迅速に対応すべく体制を確立した。

ウ 三重刑務所の服役者に対する講話の実施

三重刑務所と連携して、出所間近の受刑者を対象とした講話を 2 回実施し、暴力団からの離脱、関係遮断等について指導した。

5 適格都道府県センター制度の効果的な活用及び業務の推進

平成 26 年 7 月 3 日、国家公安委員会から、暴力団対策法第 32 条の 4 の規定に基づき、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる「適格都道府県センター」としての認定を取得している。

これまでのところ、この種の相談等はないものの、該当事案があった際に、制度を効果的に活用し、適正に業務を推進すべく、民事介入暴力研究会等を通じた、警察、弁護士等関係機関との連携、情報共有を図った。

6 責任者講習活動の推進

(1) 講習の実施

暴力団の不当な要求による被害を未然に防止するため、公務所、事業所等の不当要求防止責任者に対し、三重県公安委員会の委託に基づき暴力団対策法第 14 条第 2 項に定める講習を実施した。

（令和元年度中の受講者数 延べ 49 回、1,280 名）

○ 責任者講習受講者の職種及びこれまでの受講者数

〔職種〕 官公庁、建設、福祉、保険、不動産、運輸、農協、金融  
流通、倉庫、小売、菓子製造販売、住宅業等

〔受講者数〕 令和 2 年 3 月末現在（平成 4 年以降）

延べ 1,351 回、33,955 名

(2) 受講者の勧奨

ア 各事業所において暴力団員からの不当な要求を的確に排除できる体制を確立するため、警察本部組織犯罪対策課と連携して、県内の各業界団体、企業等に対して制度の趣旨及び内容を説明し、不当要求防止責任者の選任と講習の受講を呼び掛けた。

イ 行政対象暴力に適切に対応するため、県職員及び各自治体等公務員を対象にした

責任者講習を実施した。(30回、786名)

## 7 暴力団の影響排除・少年指導委員研修活動の推進

### (1) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動

警察本部少年課と連携して、県内4か所で少年指導委員研修会を開催し、暴力相談の事例紹介、関係資料の配布等を行い、実効ある暴力団の影響排除活動の推進を要請した。

### (2) 暴力追放ポスター・標語の募集

三重県防犯協会連合会とタイアップして、県内の小・中学生、高校生等から「暴力団排除」をテーマとしたポスター・標語を募集し、審査の上、優秀者を表彰した。

## 8 情報収集・調査研究活動

### (1) 不当要求情報管理機関の支援

不当要求情報管理機関（公益財団法人モーターボート競走保安協会東海支所津競走場）の担当者と情報交換を行い、暴力団に関する資料等を提供した。

### (2) 暴力追放推進委員との連携等

地域・職域の暴力団排除組織から推薦され、当センターが委嘱している暴力追放推進委員（34名）と、平素から暴力団関連情報や暴力団排除活動に関する情報交換を行うなどし、当センターの事業運営に反映させるとともに、暴力団排除活動の推進を要請した。

### (3) 三重県民事介入暴力研究会の活動

令和元年7月31日、同年12月11日の2回、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会・警察本部組織犯罪対策課・センターの三者で構成する「三重県民事介入暴力研究会」を開催し、情報交換及び知識の涵養を図った。

### (4) 総会、大会、各種研修会等への参加

#### ア 全国暴力追放運動推進センター主催会議等

##### ○ 暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会

平成31年4月26日、東京 ガーデンパレス

##### ○ 全国専務理事・事務局長研修会

令和元年9月19日、東京 ガーデンパレス

#### イ 中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会総会

令和元年6月10日、名古屋市 中部管区警察局

#### ウ 日本弁護士連合会等が主催した第89回民事介入暴力対策大分大会

令和元年11月14日、大分県 iichiko 総合文化センター

### (5) 資料、資機材等の整備と貸出

暴力団排除に関する各種書籍、啓発用DVD等を整備し、責任者講習、講演等に活用したほか、地域・職域暴力団排除組織、企業、団体等からの要請を受けて貸出しを行った。

(6) 暴力団排除に関する調査研究

三重県内の主要な日刊新聞に掲載された暴力団関連記事を収集して、全国暴力追放運動推進センターが集約する暴力団情報検索システムに登録を行うとともに、全国の最新の暴力団情勢等の調査研究に努めた。

9 監査の受監

平成31年4月19日、監事監査を受監した。

10 理事会及び評議員会の開催

(1) 理事会の開催

ア 令和元年度第1回定例理事会

令和元年6月4日 三重県総合文化センター小会議室

イ 令和元年度第2回定例理事会

令和2年3月3日 三重県総合文化センター小会議室

(2) 評議員会の開催

・ 令和元年度定例評議員会

令和元年6月25日 三重県総合文化センター小会議室

以 上